

# 上人ヶ浜公園北側植栽管理等委託業務 仕 様 書

別府市建設部公園緑地課

## 第1条（適用範囲）

- 1 本委託業務は、上人ヶ浜公園北側において、植栽管理、園内清掃、便所清掃、及び光熱水費の納付負担をするものである。なお、上人ヶ浜公園整備運営事業において整備される公募対象公園施設、特定公園施設、及び利便増進施設の維持管理には適用できない。
- 2 本仕様書は、上人ヶ浜公園内の植栽維持管理委託業務等に適用する。
- 3 本仕様書は、植栽維持管理業務共通仕様書、植栽維持管理業務特記仕様書、及び便所清掃委託業務仕様書で構成しており、構成委託業務はそれぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行する。また、この仕様書は委託する業務とその実施方法の大要を示すものであるから、受注者は性質上、当然行うべきもの及び軽微な部分で自然付帯的な業務は契約の範囲内で実施する。

## 第2条（業務内容）

工種	種別	単位	数量	備考
植栽管理	芝刈	回	3	
	除草	回	3	
	芝生薬剤散布	回	3	
	ワシントニアパーム剪定	本	5	1回/年
	※マツの保全管理は市が行います。			
園内清掃		式	適宜	
便所清掃		回/週	4	
電気料金	街路灯・トイレ	式	1	認定期間内
上下水道料金		式	1	認定期間内

# 植栽維持管理業務共通仕様書

別府市建設部公園緑地課

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 第1条（適用範囲）

- 1 本仕様書は、別府市公園緑地課が施行する公園緑地等の植栽維持管理委託業務に適用する。
- 2 委託業務はそれぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行する。また、この仕様書は委託する業務とその実施方法の概要を示すものであるから、受注者は性質上、当然行うべきもの及び軽微な部分で自然付帯的な業務は契約の範囲内で実施する。
- 3 仕様について、本仕様書と特記仕様書の記載が異なるときには、特記仕様書を優先する。

#### 第2条（用語の定義）

- 1 監督員  
委託業務を担当する別府市の職員をいう。
- 2 指示  
発注者が受注者に対し、委託業務の履行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- 3 承諾  
委託業務の履行上必要な事項について、発注者又は受注者が同意することをいう。
- 4 承認  
委託業務の履行上必要な事項について、発注者又は受注者が正当と認めることをいう。
- 5 協議  
発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 6 報告  
受注者が発注者に対し、書面により知らせることをいう。

#### 第3条（官公庁等への手続き等）

- 1 受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施しなければならない。
- 3 受注者は、届出などの実施にあたっては、報告しなければならない。

#### 第4条（関係法規の遵守）

受注者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り作業の円滑な進捗を図るものとする。

#### 第5条（疑義の解決）

受注者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、協議する。

#### 第6条（地元住民への対応）

- 1 受注者は業務の履行に先立って、監督員と協議の上、地元住民に業務の内容を周知し、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

#### 第7条（業務看板の設置）

- 1 受注者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを設置するものとする。
  - （1）公園緑地内の作業：利用者が見やすい位置及び通行に支障をきたさない場所に設置する。
  - （2）道路上の作業：通行者が見やすい位置に及び通行に支障をきたさない場所に設置する。また、必要に応じて看板に緩衝材を設けるなどの対応を行うこと。作業終了後は速やかに撤去を行う。
- 2 業務看板については、原則として以下に示す項目を明記するものとする。
  - （1）あいさつ文「ご迷惑をおかけします」
  - （2）業務の内容（例：「公園の樹木に消毒を行っています」「公園の芝刈りを行っています。」）
  - （3）業務実施期間
  - （4）委託名
  - （5）委託発注部署及び連絡先
  - （6）受注者及び連絡先
  - （7）業務代理人

#### 第8条（後片付け）

受注者は、作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

## 第9条（指示・協議関係）

受注者は、指示・承認・承諾・協議等を要する事項は書面により行うものとする。

## 第10条（業務代理人等）

- 1 受注者は、業務代理人を選定するにあたり、次の者を選定すること。
  - （1）受注者と直接的な雇用関係を有すること。
  - （2）業務を総合的に把握し、円滑に実施するために、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を有し、監督員との連絡調整を行える者であること。
  - （3）作業中現場に常駐し、その運営及び管理を行う者とし、作業等に関し受注者の一切の権限を行使することができる。
  - （4）業務代理人が、工事の現場代理人を兼任する場合は、業務計画書により、その旨を届け出なければならない。この場合において受注者は、業務代理人の不在時に業務現場の運営・安全管理等を行う連絡員を定め、併せて届け出るものとする。なお、連絡員は受注者と直接的な雇用関係を有する者とする。
- 2 受注者は、業務代理人がやむを得ず現場に常駐できない場合は、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 受注者が配置する業務代理人は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。

## 第2節 委託業務の監理

### 第11条（業務計画書）

- 1 受注者は、委託業務の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と協議の上、業務計画書を提出し、これを遵守し業務に当たらなければならない。
- 2 業務計画書には次の事項について記載すること。
  - （1）業務概要
  - （2）工程表
  - （3）現場組織表
  - （4）安全管理（安全訓練等、保安上の措置、交通整理等を含む）
  - （5）主要機械等
  - （6）作業方法
  - （7）履行管理計画
  - （8）緊急時の体制及び対応

## (9) その他

### 第12条（現場の工程管理）

- 1 受注者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。
- 2 各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と協議し進めるものとする。
- 3 受注者は、工程に変更が生じる場合は、監督員と協議するものとする。

### 第13条（作業用の機械器具）

- 1 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。
- 2 各作業にあたり、使用する機械器具に応じて有資格者や講習を受講したものが必要な場合は、労働安全衛生法に基づいて資格要件を満たしているものが作業を行う。

### 第14条（材料承認及び使用）

本業務で使用する材料については、監督員の承認を受けたものを使用する。また、設計図書で指定した材料は、材料の特性を理解した上で、使用すること。

### 第15条（業務中の安全管理）

- 1 刈払機を使用する除草作業は、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育修了者等、安全教育を修了した者を配置し、その修了証の写しを業務着手前に監督員に提出すること。
- 2 チェーンソーを使用する伐木等作業は、労働安全衛生法及び労働安全規則の定めによる伐木等の業務の特別教育を修了した者を配置し、その修了証の写しを業務着手前に監督員に提出すること。
- 3 公園緑地内の作業については地元住民、利用者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- 4 公園緑地等へ作業車両を乗り入れる場合は、当該施設の管理者から通行許可証の交付を受け、作業車両の見やすいところへ掲示するとともに、徐行（時速8km以下）するものとする。
- 5 道路上での作業については、通行者を優先し、危険がないよう十分に配慮すること。作業中は必要に応じて交通誘導員を配置する。また、警察署に道路使用許可を受けなければならない。
- 6 受注者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じるもの

とする。

- 7 受注者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- 8 受注者は、ガソリン、電気、農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- 9 架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立ち会いについて、監督員と協議すること。
- 10 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、公園緑地等の利用や周辺交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で現場や周辺道路、近隣に散乱しないように注意すること。
- 11 受注者は、作業にあたり墜落防止のため必要な安全対策を講じること。
- 12 作業に従事する者は、作業に適した服装で、ヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- 13 受注者は、事故などが発生した場合には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべて優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。
- 14 受注者は、以下の項目を例として定期的に業務の現場に即した安全に関する研修、訓練等を実施するものとする。
  - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 本業務内容等の周知徹底
  - (3) 本現場で予想される事故対策
  - (4) その他、安全衛生教育として必要な事項
- 15 安全訓練等の実施に当たっては、業務計画書に業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。また、その実施状況については、安全訓練等の内容を記録した報告書や写真等の資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出すること。

#### 第17条（原状復旧）

受注者は、作業にあたり、施設、樹木などを損傷させないように注意すること。万が一、損傷した場合には、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、



応急措置を行うとともに必要な安全対策を講じること。また、受注者の負担において原状に復旧し、報告すること。

#### 第18条（発生材の処分）

受注者は、現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分するものとする。ただし、あらかじめ監督員の確認を得たものについては、この限りではない。

#### 第19条（過積載の防止）

受注者は、剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

#### 第20条（記録写真）

- 1 記録写真については、土木工事の施工管理基準及び規格値の写真管理（大分県）を準用すること。

### 第3節 委託業務の完了

#### 第21条（委託の検査）

- 1 受注者は、委託契約書に基づく検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、検査にあたり業務計画書を提示するほか、以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に、提出するものとする。
  - (1) 実施工程表
  - (2) 出来高数量表
  - (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書など）
  - (4) 処分伝票（マニフェスト等）及び集計表
  - (5) 材料伝票
  - (6) 薬剤散布実施報告書
  - (7) 交通誘導員伝票及び日誌
  - (8) 高所作業車利用伝票または日報
  - (9) 各種申請書及び許可証
  - (10) 打合せ簿（指示・承認・協議書）
  - (11) 業務日誌
  - (12) 記録写真
  - (13) 安全訓練等の記録
  - (14) その他監督員が必要と認めた書類
- 3 受注者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従

わなければならない。

# 植栽維持管理業務特記仕様書

別府市建設部公園緑地課

## 第1章 除草・草刈等

### 第1条（目的）

除草・草刈等は、以下を目的とする。

- 1 公園緑地等の美化及び都市美観の維持
- 2 樹木などの生育阻害の防止
- 3 病虫害発生の予防
- 4 火災の防止
- 5 見通しの確保

### 第2条（人力抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根ごと取り除く。
- 2 既存植物を傷めないように注意する。
- 3 抜根除草跡はきれいに整地、清掃する。
- 4 実生の木本類、及び樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も、取り残しのないよう除去する。
- 5 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に抜根除草作業を行うこと。

### 第3条（人力草刈）

- 1 刈込器具は鎌などを用いる。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 3 刈り残しがないように注意する。
- 4 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去する。
- 5 刈り跡はきれいに清掃する。
- 6 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 7 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に草刈作業を行うこと。

### 第4条（機械草刈（肩掛式・ロータリー式））

- 1 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにする。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 3 機械刈りのできない場所については、手刈りとし、刈り残しのないように仕上げる。
- 4 刈り跡はきれいに整地清掃する。
- 5 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 6 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去する。
- 7 カッターによる小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意する。

- 8 のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないように刈り高に注意するものとする。

#### 第5条（除伐・つる切り）

- 1 幹周10cm未満の実生木やつる性植物などを、チェーンソー、なたなどを使用して除伐する。
- 2 樹木に巻きついたり、枝から垂れ下がっているつる性植物も除去する。

## 第2章 清掃

#### 第6条（目的）

清掃は、園路、広場及び池や流れの水面などの美化並びに排水施設の機能維持を目的とする。

#### 第7条（園内清掃）

- 1 取り残しがないように、きれいにかき集める。
- 2 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意する。
- 3 ごみの収集の際には、担当職員の指示に従い分別する。

#### 第8条（水面清掃）

- 1 池及び流れなどの岸から、浮遊ゴミ及び沈殿ゴミをかき集める。
- 2 スクリーンに堆積しているゴミをかき集める。
- 3 池及び流れなどの岸周辺の清掃も含む。
- 4 釣り糸・釣り針などは、よく見て集める。
- 5 池や流れ、水路、河川の岸沿いにある樹木の剪定などの際に、水面へ落ちた枝葉等の清掃を行なう。

#### 第9条（排水施設清掃）

- 1 側溝・桝などの排水施設に溜まった土砂などを入念に取り除く。
- 2 排水管をバキューム車などで清掃する場合は、管口などの施設に損傷を与えないように留意するとともに、公園緑地等の利用者に危険がないように安全対策を講じるものとする。
- 3 除去した土砂の処分については、監督員と調整の上、行うものとする。

#### 第10条（集積）

剪定や刈込等に伴う後片付けを除き、清掃ゴミについては、現場の指定箇所に集積し、その状況を速やかに監督員に連絡すること。

### 第3章 剪定・刈り込み

#### 第11条（目的）

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

- 1 美しい都市景観の維持
- 2 樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと
- 3 病虫害の予防
- 4 公園緑地等の利用や周辺交通等の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること
- 5 民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えること

#### 第12条（専門的な技術者による指導）

- 1 剪定作業においては、造園技能士（1級、2級）又は（一社）日本造園建設業協会が認定した街路樹剪定士の資格を有する者の指導のもとに業務を履行することとする。
- 2 前項における、造園技能士及び街路樹剪定士の有資格者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、本業務の遂行に支障をきたすことのないように、作業及び指導できること。

#### 第13条（剪定・刈り込みの基本的考え方）

- 1 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- 2 刈り込みは、整形を基本とし、人工的な美しさを保つように行うこと。
- 3 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- 4 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- 5 花木の場合は、花芽分化時期に留意すること。
- 6 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮すること。

- 7 樹木が次の状況またはそれに近い状況にある場合は、監督員と協議の上、前項までの事項にかかわらず、第40条に示す通り剪定・刈り込みを行うこと。
  - (1) 枝・葉等が、道路構造令（昭和45年制令第320号）で定める建築限界を侵しているとき。
  - (2) 枝、葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
  - (3) 架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から20cm（高压の架空電線又は変圧器の場合は、1.5m）以内に樹木の枝、葉等が接近している場合。
  - (4) 照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害しているとき。
  - (5) 枝、葉等が公園緑地等の区域を越えて私有地に進入しているとき。
- 8 樹木についている不要になったしゅろ縄等、また、不用意に取り付けられた鉄線等は、作業に当たり除去すること。
- 9 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。

#### 第14条（冬季剪定）

- 1 樹冠の半分以上が落葉した状態（休眠期）の落葉樹について適用する。
- 2 落葉期（11～2月頃）を適期とする。

#### 第15条（夏季剪定）

- 1 着葉期の落葉樹について適用するが、剪定不適期で樹木への負担が大きいため、次の様なやむを得ない場合を除き原則として行わないこと。
  - (1) 台風などの強風により倒木の恐れのある樹木
  - (2) カロリナポプラ、シダレヤナギ、ニセアカシア、プラタナスなどの、枝葉の生長が著しく早く、風害に弱い樹種
  - (3) 薬剤散布出来ない場所で害虫が大量に発生し、第45条の剪定防除では対応できない場合
  - (4) 落葉期に剪定が出来ず、やむを得ず剪定の必要のある場合
- 2 出来る限り緑陰を保つように剪定すること。

#### 第16条（常緑樹剪定）

- 1 常緑樹について適用する。
- 2 初秋（9～10月）を適期とするが、梅雨頃（6～7月頃）に行うことも出来る。ただし、針葉樹の剪定適期については落葉樹の剪定適期と同様とする。
- 3 剪定方法は原則として基本剪定に準ずる。

#### 第17条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。

主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、整姿剪定を行って樹冠を整える。

#### 第18条（整姿剪定）

混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形・樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。

原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病虫害枝、ヤゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。

#### 第19条（剪定の方法）（図1、2）

- 1 剪定の方法には、切詰め、切返し、枝抜き、枝降ろしなどがあるが、樹木の性状や生育状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行うこと。
- 2 枝の切除は枝の分岐部または芽の直上で行うこと。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、パークリッジを残してカラーにできる限り近く正しい位置と角度により剪定すること。
- 3 良く切れる鋏や鋸等を使用し、切断面は滑らかに仕上げること。
- 4 枝の途中または極端に細い枝を残して太枝を切るようないわゆる「ぶつ切り」は行わないこと。
- 5 太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けることを防ぐために、切断予定箇所数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行うこと。
- 6 太い枝（概ね直径15cm以上）を剪定した場合は、必要に応じて切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布する。

#### 第20条（剪定すべき枝）（図3）

- 1 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- 2 架線に近接している枝や、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、歩行者



や車両の通行や視界を妨げる枝（支障枝）

- 3 病虫害に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病虫害枝）
- 4 樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝、逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝)

#### 第21条（制約条件がある場合の剪定）

- 1 樹木の枝葉が、民地境界から原則として1.0m以上離れるように剪定する。
- 2 樹木の枝葉が、原則として架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から1.0m、高圧の架空電線又は変圧器から1.5m以上（垂直方向の場合は2.0m以上）離れるように剪定する。
- 3 樹木の下枝高は、道路側は道路構造令に基づく建築限界を侵さない高さ（車道側4.5m、歩道側2.5m）を確保し、園路や広場に面した部分は利用者に配慮した高さを確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹高の低い樹木については、監督員と調整のうえ当面の下枝高を定めて剪定する。

#### 第22条（ヤゴ取り）

ヤゴは、幹又は根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除すること。地上から作業のできる胴吹き枝も同様に切除すること。

#### 第23条（刈り込み）

刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行うものとする。

#### 第24条（刈り込みの方法）

- 1 樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込む。
- 2 花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意すること。
- 3 ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないように、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとること。
- 4 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻すこと。
- 5 枯損枝は、切除すること。
- 6 刈り込みの出来高の面積は、投影面積とする。
- 7 玉物、トピアリー等、特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施工方法、仕上がり形状等を監督員に確認すること。

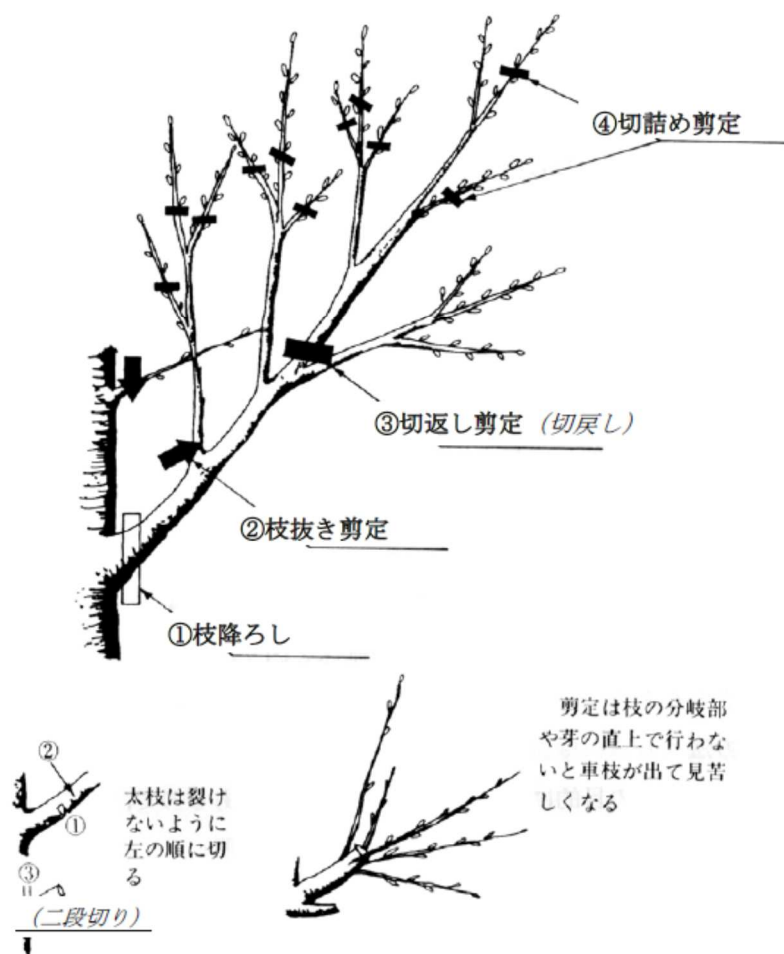


図1 剪定の方法（一般的に①から④の順で行う）

- 1 枝降ろし：主幹から出る太枝（主枝）を幹との付け根（分岐部）から切除するので、骨格づくりや下枝上げなどに用いる。切除する位置や角度、順序に特に注意を要する。
- 2 枝抜き剪定：主に不要枝を取り除く最も基本的な剪定方法で、骨格となる保全すべき枝を選択し、その他の不要枝を枝の付け根（分岐部）から切除する。
- 3 切返し剪定（切戻し）：長くなった主枝あるいは副主枝（一般的には前々年以前に伸長した古い枝）を枝の途中（分岐部）で切除する剪定方法で、樹冠の大きさを大幅に縮小する場合や、主枝、副主枝を別の枝と交代させる場合などに用いる。縮小しようとする長い枝（太枝）の途中から分岐した短い枝（細枝）を残し、分岐部（付け根）から長い方の枝を切除する。
- 4 切詰め剪定：新生枝（一般的には前年に伸長した新しい枝）を枝の途中（芽の上）で切除して樹冠の大きさを調整する場合や、切断部から萌芽する新たな枝によって枝振り（枝の配置）を再構成する場合に用いる。自然樹形仕立ての場合は原則として行わない。伸ばそうとする外向きの定芽の直上部を斜めに切断する。なお、刈り込みについても切詰め剪定の一種である。

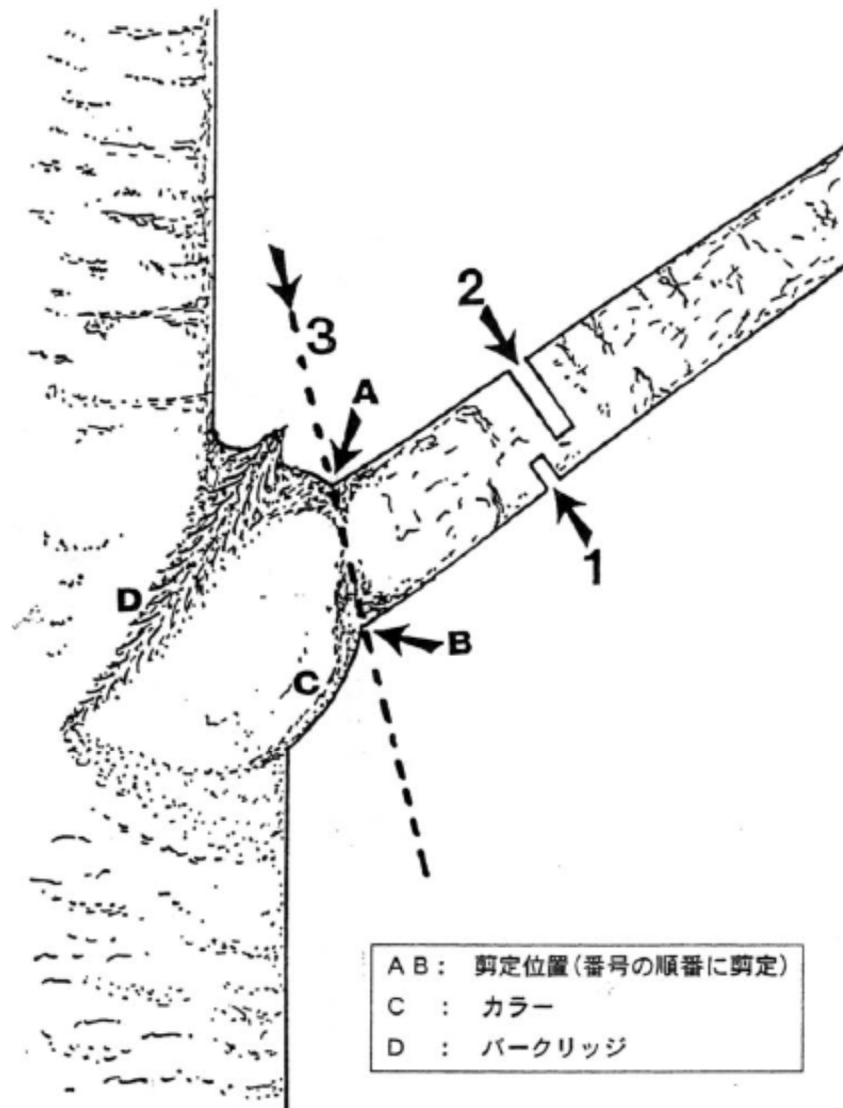


図2 剪定の方法 (バークリッジとカラー)

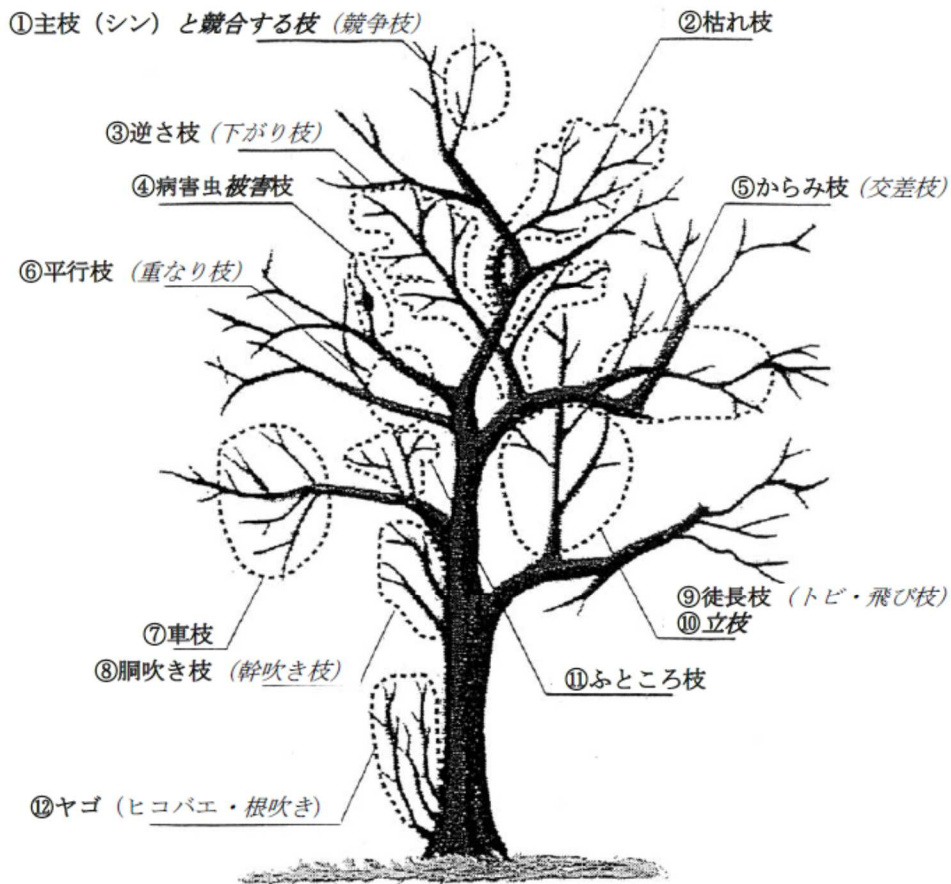


図3 剪定すべき枝

- 1 主枝（シン）と競合する枝（競争枝）：主幹の軸となる主枝より高く長く伸びた枝
- 2 枯れ枝（下がり枝）：枯死した枝
- 3 逆さ枝：外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝
- 4 病虫害被害枝：病虫害に侵された枝
- 5 からみ枝（交差枝）：他の枝に絡みついたような形になっている枝
- 6 平行枝（重なり枝）：同じ方向に伸びる上下に平行した枝
- 7 車枝：切除された場所から放射状に複数出ている同年枝
- 8 胴吹き枝（幹吹き枝）：幹から直接発生した小枝
- 9 枝徒長枝（トビ・飛び枝）：本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い
- 10 立枝：幹に平行して上方に立ち上がっている枝
- 11 ふところ枝：副主枝よりも内側にある弱小な枝
- 12 ヤゴ（ヒコバエ・根吹き）：根元付近から発生する小枝

## 第4章 病害虫防除

### 第25条（目的）

病害虫の発生は、樹木の健全な生育を妨げ、植栽の持つ機能の低下をもたらすほか、公園緑地等の利用者や周辺住民に対し不快感や虫刺されなどの被害を与える。また、場合によっては、周辺の庭木や農作物などにも被害が波及する恐れがある。このため、病害虫を早期に発見し、発生を認めたら速やかに防除することを目的とする。

### 第26条（巡回（徒歩）剪除）

- 1 病害虫の発生前後に徒歩により巡回する。
- 2 枝葉の陰になっているものなどがあるので、目視を十分に行う。
- 3 病害虫の発生が認められた場合は、監督員に速やかに連絡し、協議すること。また、チャドクガの抜け殻等、かぶれるおそれのあるものも同様とする。

### 第27条（剪定防除）

- 1 病害虫の発生枝をすべて剪除する。
- 2 枝葉に付いている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下してしまった場合は清掃する。
- 3 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。
- 4 剪除した枝は、必要に応じて焼却処分とする。

### 第28条（薬剤散布等）

- 1 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日18消安第11607号・環水大土発第070131001号）を遵守すること。
- 2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の樹木などに適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用する。また、現地混用は極力避け、混用を行う場合は「住宅地等における農薬使用について」に基づき十分注意する。
- 3 事前に周辺住民などに対して、以下の項目について十分な周知を行うとともに、合わせて公園緑地等の入り口や対象樹木等にも立て看板や掲示等で表示を行う。  
(1) 農薬使用の目的（対象樹木や農薬使用の目的を具体的に記す。）

- (2) 散布日時（気象条件が合わない場合の代替日も記す。）
  - (3) 使用農薬の種類（具体的な農薬名、希釈倍数、散布方法を記す。）
  - (4) 散布方法
  - (5) 注意事項
  - (6) 受託者及び委託者の連絡先
- 4 特に農薬散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育園、通学路などがある場合には、当該学校等を通じて子どもの保護者などへの周知を図るとともに、散布の時間帯に最大限配慮すること（通学・通園時間帯や屋外活動時等は散布しない）。  
また、周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ農作物栽培者に対し連絡する。
- 5 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないようあらかじめ要請するとともに、散布時にこれらをチェックし、必要であれば、再度、住民に要請する。
- 6 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについては、監督員と調整の上、決定する。
- 7 散布する際は、立て看板やロープ等により立ち入りを制限したり、必要に応じて見張りを立てること等により、散布区域内に歩行者などが入らないように最大限の配慮を行う。また、散布区域及び周辺の車両、家屋、ペットなどに農薬がかからないように十分注意するとともに、必要により養生する。
- 8 散布の際には、農薬の飛散を抑制するノズルを使用し、風向きやノズルの向きに注意して、病虫害の発生部位等の必要な部分のみに散布し、農薬の飛散防止に最大限配慮する。
- 9 農薬の調合又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護眼鏡等の防護具を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- 10 降雨、風の強い日は散布を中止する。
- 11 落下した枝葉、害虫は清掃する。
- 12 散布後は、現地に散布した旨を表示するとともに、必要に応じて周囲にロープを張るなどによりしばらくの間立ち入りを制限する。
- 13 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ十分注意し、作業終了後は法令に従い処理する。
- 14 空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理する。
- 15 記録写真に、農薬の使用量及び空き瓶・残液の処理方法が確認できるように撮影する。
- 16 作業後、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類

又は名称及び単位面積あたりの使用量又は希釈倍数などについて、記録簿を作成し3年間保管するとともに、記録簿の写しを監督員に提出すること。

## 第5章 施肥

### 第29条 (目的)

樹木の施肥は、樹木の美観の保持、抵抗力の促進、開花、結実などを目的とする。

### 第30条 (上木 (高・中木) 施肥)

施工方法は、つぼ肥とし、樹冠先端付近の地面に直径30cm、深さ20cmの施肥穴を等間隔で掘り、肥料投入後埋め戻しをする。樹木の大きさによる施肥量及び施肥穴数は、下記の表を標準とする。

(1本あたり)

幹 周	30 cm以下	31~60 cm	61~90 cm	91~120 cm	121 cm以上
固形肥料( )					
施肥穴数( )					

※施肥量はN:P:K=〇:〇:〇 ( ) の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議すること。

### 第31条 (下木 (中・低木) 施肥)

施工方法は、独立して植栽された株物の場合は地中に混ぜ、植つぶしの場合は地表散布とする。各々の施肥量は、下記の表を標準とする。

(1株又は1㎡あたり)

種別	株物	植えつぶし
固形肥料( )		

※施肥量は N:P:K=〇:〇:〇 (粒状) の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議すること。

## 第6章 灌水

### 第32条 (目的)

土壌量の少ない植栽地及び保水力に乏しい土壌からなる植栽地では、数年毎に訪れる渇水により萎れや枯損を生じる恐れがある。また、植栽直後の樹木では、根系の水分吸収能力が弱い。このため、灌水を行い、常に十分な土壌水分の確保を図ることを目的とする。

### 第33条（方法）

- 1 水が外に流出しないように数回に分けて、なるべく深土まで灌水効果が及ぶように行う。
- 2 朝か夕方に連続して行う。
- 3 水は原則として下水再生水を使用する。
- 4 撒水車などからホースにより移動しながら灌水する。

## 第7章 支柱補修等

### 第34条（目的）

支柱補修等は、以下を目的とする。

- 1 支柱取付  
樹木の健全な生育を図るため、また、強風などにより樹木が傾倒し公園緑地等の利用者や隣地などに被害を与えないようにするため、支柱の取付けを行う。
- 2 支柱撤去  
健全に生育し、傾倒の可能性がなくなった樹木については、美観を損なうものにもなるので支柱を撤去する。
- 3 結束直し  
幹の肥大に伴い結束部がくびれ、折れやすくなるのを防止するため、あるいは、しゅろ縄などの腐朽により失われた支柱の機能を回復するために、結束直しを行う。
- 4 幹巻き除去  
不要となった幹巻きは、美観を損なうものであり、また病害虫の原因ともなるため、除去する。

### 第35条（支柱取付）

「植栽工事共通仕様書（大分県）」及び「造園施設標準設計図集（独立行政法人 都市再生機構）」による。

### 第36条（支柱撤去）

- 1 支柱は根元から完全に引き抜く。
- 2 樹木を損傷しないように注意する。
- 3 支柱だけでなく、しゅろ縄、亜鉛引鉄線などの結束材も取り除く。
- 4 支柱撤去後の穴を埋め戻し、整地する。



- 5 引き抜いた支柱は、適正に処分する。

#### 第37条（結束直し）

- 1 杉皮、しゅろ縄などの材料は、新しいものを使用する。
- 2 結束の方法は、「植栽工事共通仕様書（大分県）」及び「造園施設標準設計図集（独立行政法人 都市再生機構）」による。

#### 第38条（幹巻き除去）

- 1 幹巻きは完全に取り除く。
- 2 樹木を損傷しないように、丁寧に行う。
- 3 幹巻きの下に入っていた害虫（卵やサナギ等を含む）も取り除く。
- 4 取り除いた幹巻きは、適正に処分する。

## 第8章 伐採・抜根

#### 第39条（目的）

伐採・抜根は、以下を目的とする。

- 1 枯損、幹折れ、老朽化や病虫害などに伴い衰弱した樹木について、倒木などの危険防止。
- 2 健全な樹木および、樹林地（竹林）等の育成のための間伐等。

#### 第40条（伐採・抜根の基本的な考え方）

- 1 周辺樹木、施設などを損傷しないように注意深く行う。
- 2 伐採は、原則として地際で処理する。
- 3 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断する。
- 4 抜根にあたっては、出来る限り根を残さないようにし、抜根後は埋め戻して整地する。
- 5 伐採、抜根した樹木は、設計図書により適正に処分する。
- 6 伐採作業前に、監督員と協議の上、近隣住民等へのお知らせ等の周知を行う。
- 7 着葉樹は、常緑樹及び着葉期の落葉樹について適用する。  
非着葉樹は、休眠期の落葉樹及び枯木に適用する。

#### 第41条（（伐採）機械施工）

- 1 機械施工が可能な場所における伐採作業に適用する。
- 2 枝及び幹を適切な箇所切断し、クレーンで吊るしながら安全に地上まで下ろす。

し、その後、所定の長さに切断する作業方法である。

- 3 クレーンの設置場所等については監督員と協議する。

#### 第42条（伐採）人力施工）

- 1 機械施工ができず、かつ、切り倒しまたは幹・枝の切り落としをおこなっても支障がない場所における伐採作業に適用する。
- 2 枝及び幹を適切な箇所切断し、安全に落とす作業方法である。なお、人力によりロープ等で支えながら安全に倒す作業方法にも適用できる。

#### 第43条（吊し切り伐採）

- 1 切り倒しができずかつ機械施工ができない場所における伐採作業に適用する。
- 2 切断した枝や幹等は、むやみに落としてはならない。
- 3 対象樹木の枝は、適切な箇所で切断し、ロープ等で吊しながら安全に地上まで下ろす。その後、所定の長さに切断する。
- 4 対象樹木の幹は、上部から適切な長さ毎に切断し、ロープ等で吊しながら安全に地上まで下ろす。その後、所定の長さに切断する。
- 5 安全な高さまで上記作業を繰り返したのち、残りの切り株を地際で切断する等の作業を行う。

#### 第44条（竹伐採・集積）

竹伐採・集積については、設計図書による。

#### 第45条（選木）

選木については、設計図書による。

#### 第46条（伐採材人力運搬）

- 1 伐採場所から搬出車両または指示された場所まで人力により運搬する。
- 2 伐採距離とは、伐採場所中心より荷卸し場所中心間の平均片道距離をいう。
- 3 地形等に高低差がある場合は、距離を補正する。

## 第9章 倒木復旧

#### 第47条（目的）

台風や積雪などによる被害は、単に樹木などの損傷にとどまらず、公園緑地等の利用や周辺の道路交通などにも大きな影響を及ぼす場合がある。このため、

傾斜木、倒木などが発生した場合に、公園緑地等の利用や道路交通の支障とならないように速やかに対応することを目的とする。

#### 第48条（応急措置）

- 1 幹折れした樹木は、幹を切断して撤去する。
- 2 根返り、又は傾倒した樹木は、樹冠を公園利用や道路交通などに支障のない方向に向けるか、立て起こした後、仮支柱を施す。
- 3 枝折れに対しては、公園利用や交通などに支障を及ぼしている損傷部を切除する。
- 4 交通や隣接地に影響を及ぼしているものは、優先的に処置する。

#### 第49条（倒木復旧）

- 1 根が露出していないものは、まっ直ぐに起こし、支柱に結束する。
- 2 根が露出しているものは、掘削、水やり、支柱などをして植え直し、枝を剪定する。

## 第10章 芝生管理

#### 第50条（目的）

芝生管理は、芝生の美観の維持や、健全な生育を目的とする。

#### 第51条（抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根より抜き取る。
- 2 芝生を傷めないように、丁寧に抜き取る。
- 3 刈り込み作業に先立ち行うこと。

#### 第52条（刈り込み）

- 1 刈り込み前に、小石、ゴミなどを取り除く。
- 2 ロータリーモアなどで均一に刈り込み、剪除した茎葉は速やかに処分する。
- 3 樹木の根際、構造物周りなどについては、手刈りとする。

#### 第53条（目土かけ）

- 1 目土はトンボや機械を用いて、むらなく均一にすり込む。
- 2 凹凸箇所は、目土を均一に敷均し、地表面を平坦に仕上げる。
- 3 肥料を使用する場合は、客土と肥料をむらのないようによく混合する。

4 目土材料、目土厚、肥料の種類、施肥量は設計図書による。

#### 第54条（施肥）

- 1 むらのないように均一に散布する。
- 2 固形肥料を施す場合は、降雨直後などで葉面のぬれている時は行わない。
- 3 肥料の種類、施肥量は設計図書による。

#### 第55条（灌水）

- 1 水が十分に根に浸透するように、均一にまく。
- 2 灌水時刻は、夏季には日中を避け、朝又は夕方に行い、冬季には日中に行う。

### 第11章 花壇管理

#### 第56条（目的）

花壇管理は、花壇の美観の維持や、花壇草花の健全な生育を目的とする。

#### 第57条（地拵え）

- 1 30cm程度まで掘り起こし、凹凸のないように一様にならす。
- 2 古株及び雑草などは、根より掘り起こし、土を払う。
- 3 肥料を施す場合は、花壇面に均一にまき、床土と混合する。

#### 第58条（植え付け）

- 1 所定の苗数を、密度にむらのないようにしっかりと植え付ける。
- 2 植え付け後はよく灌水し、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは、植え直す。

#### 第59条（花壇管理）

- 1 花苗を傷めないように、除草フォークなどを用いて雑草を根より抜き取る。
- 2 花がらを取り、花壇内のゴミを丁寧に清掃する。
- 3 花苗の根が浮き上がっているものは、植え直す。

#### 第60条（灌水）

花苗を傷めないように、数回に分けて均一に灌水する。

#### 第61条（施肥）

葉や花にかからないように、地面に均一にまく。肥料の種類及び施肥量は、設計図書による。

## 第12章 施設管理

### 第1節 巡視点検

#### 第62条（目的）

巡視点検は、公園緑地等の安全性の確保、施設の機能保全、快適性の確保等を目的とする。

#### 第63条（点検体制）

- 1 巡視点検は、必ず2名以上で実施する。
- 2 巡視点検の際には、本市の貸与する腕章を身に付け、公園緑地等の利用者の安全に留意して実施する。

#### 第64条（方法）

- 1 公園緑地等の外周及び敷地内を徒歩で巡視し、樹木や施設等に異常がないか、また隣接地等に支障をきたしていないか等について、「公園緑地等巡視点検チェックシート」（第1号様式）に基づき点検し、点検状況を記録する。
- 2 水飲み桝の泥上げを行い、上げた泥については周辺植栽地に敷きならす等、適切に処理する。
- 3 目立つゴミは収集し、まとめておく。
- 4 異常箇所を発見した場合は、写真により記録する。
- 5 施設等の使用禁止措置が必要と判断した場合は、速やかに監督員に連絡するとともに、監督員の指示に従い使用禁止テープ、ロープ等を用いて使用禁止措置を行い、合わせて使用禁止の旨を掲示する。
- 6 巡視ルート及び時期等については、監督員の指示に従う。

#### 第65条（緊急対応）

緊急を要する事態を発見した場合は、担当職員及び関係機関に直ちに連絡する。

#### 第66条（報告）

- 1 巡視点検後、速やかに公園緑地等巡視点検チェックシート及び写真により、点検結果を監督員に報告する。
- 2 報告の方法は、あらかじめ協議する。

## 第2節 砂場砂補充

### 第67条（目的）

砂が少なくなった砂場に新しい砂を補充することにより、安全で快適な砂場を維持することを目的とする。

### 第68条（方法）

- 1 砂場の表面にある落ち葉、犬・猫のフンなどのゴミや異物を取り除く。
- 2 砂場全体をスコップなどで掘り起こし、さらにゴミを取り除く。
- 3 砂場に新しい砂（洗い砂・中目）を入れて、全面に敷きならす。

## 第13章 その他維持管理

### 第1節 簡易看板設置

#### 第69条（目的）

別府市が製作し支給する簡易看板を、公園緑地等に設置することを目的とする。

#### 第70条（簡易看板（盤面のみ）設置方法）

- 1 簡易看板（盤面のみ）を、公園緑地等の既設構造物（フェンス、柵、手すり、看板等）の見やすい位置に、針金等により取り付ける。
- 2 取り付けは4箇所止めとし、針金等の端部が危ないように処理する。
- 3 盤面はプラスチック板、アルミ板、ラミネート加工紙等とし、大きさは、A3版程度を標準とする。

#### 第71条（簡易看板（埋め込み式）設置方法）

- 1 盤面、支柱、根カセ（いずれも別府市が支給）を堅固に固定する。
- 2 ダブルスコップ等により穴を掘り、支柱を建て込んだ後、土砂の埋め戻し及び突き固めを行い、容易に抜けないように設置する。
- 3 盤面の大きさはA3版程度、支柱は1本又は2本とし、長さ2m程度を標準とする。

#### 第72条（設置場所）

- 1 監督員が指示する場所に設置する。
- 2 設置に当たっては、看板内容に応じて適切な場所であり、かつ公園緑地等の利用や施設の使用上支障とならないよう配慮すること。
- 3 現場状況等により、設置場所の変更等が必要な場合については、協議する。

## 便所清掃委託業務仕様書

### 1 目的

本業務委託は、利用者が安全・安心して利用できるよう環境を整備する為に、清掃等を行い、公衆便所を衛生的に維持管理するものである。

### 2 一般事項

- (1) 委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 受注者は発注者の指示及び、本仕様書に従って作業を行い、作業内容を完全に履行すること。
- (3) 受注者は、常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めるものとし、万が一、事故等が生じた場合には、受注者の責任において適切な対応を行い、経過及び結果を速やかに発注者に報告すること。
- (4) 車止めの開錠・施錠は必ず行い、公園内の乗り入れ時には、車のフロントガラスに通行証を常時携帯表示し、徐行運転をすること。
- (5) 常に発注者と緊急連絡が取れるようにしておくと同時に、発注者より清掃回数及び作業日・場所等の変更を申し込まれた場合は、その指示に従うこと。(緊急時には、立ち寄り先から外の場所へ移動していただく場合あり。)
- (6) 作業前には必ず作業表示板を出入口前に表示し、利用者に迷惑がかからぬよう十分に注意するとともに、本市の委託を受けた業者に相応した服装および行動をして、利用者に不快の念を与えないようにすること。
- (7) 業務について月2回以上受注者立ち合いのうえ検査し、不十分な箇所は、やり直しを命ずる。検査は、清掃後の完了検査と清掃作業時の検査とする。検査指摘事項は、検査台帳に記入し、以降の業務に必ず反映させること。
- (8) 作業の確認のため、清掃終了後毎に開始・終了時間を日報に記入し、月ごとに発注者に提出すること。
- (9) 本件は、月締めをもって精算する。
- (10) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者に申し出るとともに、その指示に従うこととする。
- (11) 受注者が契約内容に違反し、又は発注者の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合、まず、連帯保証人に通知し、それでも改善しない場合は作業の中止内容を受注者・連帯保証人に通知し、作業の全部または一部中止を命ずることができる。

### 3 作業場所及び方法

- (1) 作業時間は監督者との協議の上に決めること。
- (2) 便器・水栓・その他、施設全体を点検し、異常・故障・破損等を発見した場合は、利用者の安全を考慮し、速やかに破損箇所の修理を実施し、発注者に報告する。破損状況が重大で、修理出来ない場合は発注者に報告し作業日報に記入すること。
- (3) 作業の際に発生したごみは分別し、受注者の責任において処分すること。
- (4) 清掃用具は、床、壁面の塗装を損傷することのないよう良質のものを持ちいること。
- (5) トイレットペーパーは支給するものとする。

### 4 作業内容

#### (1) 作業対象

作業対象	汚れの種類
①大便器	泥、ごみ、吸殻、糞尿、清掃時の水滴
②小便器	泥、ごみ、吸殻、尿、清掃時の水滴
③ごみの回収	ごみ箱内のごみ
④床面	泥、ごみ、吸殻、ほこり、糞尿、臭気
⑤手洗器	泥、手垢、ほこり、落書き、不適切な表示物、清掃時の水滴
⑥点検	建物・設備の不具合、清掃のやり残し
⑦棚、鏡、手摺り	泥、ごみ、手垢、ほこり、落書き、不適切な表示物、清掃時の水滴
⑧壁面	泥、手垢、ほこり、落書き、クモの巣、不適切な表示物、糞尿、清掃時の水滴
⑨建具	泥、手垢、ほこり、落書き、クモの巣、不適切な表示物、糞尿、清掃時の水滴
⑩外回り	泥、ごみ、ほこり、落書き、不適切な表示物

#### (2) 作業概要

##### ①衛生陶器(大便器・小便器)

- ・和風大便器は、便器の内側、金隠しの内側を特に念入りに洗剤を使用して、黄ばみ、黒ずみ等の汚れをナイロンたわしやブラシで洗浄すること。
- ・洋風大便器は、便器の内側は洗剤を使用してブラシで洗浄し、便座の表裏や取付部分は洗剤拭き後に水拭きをし、洗剤・水滴が残らないようにカラ拭きすること。
- ・小便器のリムの内側は、特に念入りに洗剤を使用して、黄ばみ、黒ずみ等の汚れをナイロンたわしやブラシで洗浄すること。



- ・小便器の目皿、着脱式トラップを外し、洗剤を使用してナイロンたわしやブラシで洗浄し、トラップ内及び排水管の中を、洗剤を使用してナイロンたわしやブラシで洗浄する。
- ・和風便器、洋風便器、小便器ともに外側を洗剤拭きし、特にボルト取付部分があれば、洗剤を用いてナイロンたわしやすき間ブラシで洗浄し、洗剤・水滴が残らないようにカラ拭きすること。
- ・大便器のリムや水溜まりの水際は、念入りに清掃すること。
- ・フラッシュバルブなどの金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭き取ること。
- ・電気設備等に水がかからないように注意すること。
- ・大便器・小便器が管詰まりしている場合は通管させること。なお、管の破損等による場合は、「故障中」の張り紙をして発注者に報告すること。

#### ②ごみの回収

- ・ごみ箱及び施設内に溜まったごみ等を回収する。
- ・施設内側溝の清掃も行うこと。

#### ③床面

- ・ごみを拾うこと。
- ・週に1度洗剤を使用し、デッキブラシで洗浄すること。
- ・大便器、小便器、手洗器周辺は尿等の汚れがあるため特に念入りに洗剤を用いてブラシで洗浄すること。
- ・洗浄後は水で洗剤を洗い流し、ワイパー、スポンジモップ等で水切りを完全に行い、カラ拭きをすること。
- ・金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭き取ること。
- ・ガム等の付着があれば、完全に除去すること。
- ・清掃後は必ず消臭剤を毎回散布すること。

#### ④手洗器

- ・手洗器全体は、洗剤を使用して、黄ばみ、黒ずみ等の汚れをスポンジで洗浄し、洗剤・水滴が残らないようにカラ拭きすること。
- ・オーバーフロー穴、排水口及び水栓金具、周囲の細かい部分は、洗剤を用いてナイロンたわしやすき間ブラシで洗浄すること。
- ・水栓金具、排水管などの金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭き取ること。
- ・電気設備等に水がかからないように注意すること。

#### ⑤点検

- ・清掃終了時、建物・設備の不具合があるか、清掃のやり残しがあるかを点検すること。点検時、不具合がある場合は報告書に記入し、遅滞なく発注者に報告

すること。

#### ⑥棚、鏡、手摺り

- ・手垢、ほこり、汚れは、洗剤拭きした後、水拭きし、洗剤・水滴が残らないようにカラ拭きすること。
- ・鏡はウエスで水拭きした後、乾いたウエスで磨くこと。
- ・落書きはシンナー等の清掃薬品を用いて、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、除去できない落書きについては、発注者に報告すること。
- ・不適当な表示物（広告・ステッカー等）があれば、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、不適当な表示物の処分は発注者の指示を仰ぐこと。

#### ⑦壁面

- ・大便器、小便器、手洗器周辺の壁面は特に念入りに洗剤を使用してスポンジで洗浄すること。
- ・洗浄後は水で洗剤を洗い流し、ウエス、スポンジモップ等で水切りを完全に行い、洗剤・水滴が残らないようにカラ拭きすること。
- ・クモの巣や虫の死骸、ほこり等があれば、モップやウエス等で完全に除去すること。
- ・金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭き取ること。
- ・落書きはシンナー等の清掃薬品を用いて、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、除去できない落書きについては、発注者に報告すること。
- ・不適当な表示物（広告・ステッカー等）があれば、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、不適当な表示物の処分は発注者の指示を仰ぐこと。

#### ⑧建具

- ・汚れ、手垢はウエスで洗剤拭きした後、水拭きし、カラ拭きすること。
- ・清掃時に飛び跳ねた水滴は、乾いたウエスで完全に拭き取ること。
- ・クモの巣や虫の死骸、ほこり等があれば、モップやウエス等で完全に除去すること。
- ・金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭き取ること。
- ・落書きはシンナー等の清掃薬品を用いて、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、除去できない落書きについては、発注者に報告すること。
- ・不適当な表示物（広告・ステッカー等）があれば、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、不適当な表示物の処分は発注者の指示を仰ぐこと。

#### ⑨外回り

- ・泥、汚れ等は完全に除去すること。
- ・ごみがあれば、拾い集めること。
- ・落書きはシンナー等の清掃薬品を用いて、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、除去できない落書きについては、発注者に報告すること。

- ・不適当な表示物（広告・ステッカー等）があれば、完全に除去し作業日報に記入すること。但し、不適当な表示物の処分は発注者の指示を仰ぐこと。

## 5 業務報告書の提出

(1) 翌月 10 日までに業務内容等をまとめた業務報告書を提出し、発注者の承諾を得ること。

(2) 業務報告書の記載内容例

1. 業務完了届
2. 作業日報
3. 清掃作業実施表
4. トイレトペーパーの在庫数
5. 写真

清掃前、清掃中、清掃後の写真を各公園 1 組ずつ添付すること。

写真は、便器、床面、手すり、壁面、手洗い場を主に添付すること。

6. 検査書類(写真、作業日報、清掃検査台帳)月 2 回以上の検査分を必ず提出すること。

【参考資料】上人ヶ浜公園北側維持管理概算費用

令和2年度実績

No.	項目	維持管理費	内訳
1	広場管理	3,246,500	芝刈、草刈、低木剪定・草取・消毒
3	ワシントンニアパーム維持管理	56,000	剪定
4	日常清掃	530,000	公園愛護会
6	便所清掃(4回/週・2箇所)	195,500	
7	電気代	485,699	
8	水道代	33,965	上下水道
	合計	4,547,664	